

那 霸 市 公 報

第 1 5 0 9 号
 毎月 2 回 1, 1 5 日 発行
 発 行 所
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

告 示

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 8 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 の 招 集 に つ い て (総 務 課)
 560

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 8 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 に 付 議 す る 事 件 の 追 加 告 示
 に つ い て (総 務 課) 560

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 8 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 に 付 議 す る 事 件 の 追 加 告 示
 に つ い て (総 務 課) 561

公 告

那 霸 広 域 都 市 計 画 事 業 真 嘉 比 古 島 第 二 土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 選 挙 の 候 補 者
 に つ い て (区 画 整 理 課) 561

那 霸 広 域 都 市 計 画 事 業 真 嘉 比 古 島 第 二 土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 選 挙 が
 無 投 票 に な っ た こ と に つ い て (区 画 整 理 課) 562

上 下 水 道 局 規 程

那 霸 市 上 下 水 道 局 事 務 決 裁 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 (上 下 水 道 局 総 務 課)
 563

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

特 定 国 外 派 遣 隊 員 の 不 在 者 投 票 用 紙 等 の 交 付 及 び 郵 送 開 始 日 に つ い て 565

選 挙 人 名 簿 の 縦 覧 場 所 に つ い て 565

在 外 選 挙 人 名 簿 の 縦 覧 場 所 に つ い て 566

告 示

那 霸 市 告 示 第 8 4 号
平 成 2 1 年 8 月 3 日
掲 示 済

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 8 月那 霸 市 議 会 臨 時 会 の 招 集 に つ い て

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 8 月那 霸 市 議 会 臨 時 会 を 次 の よ う に 招 集 す る。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

- 1 招集の日 平成 2 1 年 8 月 1 0 日 (月)
- 2 招集の場所 那 霸 市 議 会 議 場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 那 霸 市 ・ 南 風 原 町 環 境 施 設 組 合 規 約 の 一 部 変 更 に つ い て
 - (2) 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て (車 両 物 損 事 故)
 - (3) 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て (平 成 2 1 年 度 市 営 住 宅 明 渡 等 請 求 訴 訟 提 起)
 - (4) 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て (金 城 小 学 校 門 扉 事 故)

那 霸 市 告 示 第 8 5 号
平 成 2 1 年 8 月 7 日
掲 示 済

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 8 月那 霸 市 議 会 臨 時 会 に 付 議 す る 事 件 の 追 加 告 示
に つ い て

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 8 月那 霸 市 議 会 臨 時 会 の 付 議 事 件 に 次 の 事 件 を 追 加 す
る。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

付 議 事 件 名

- 1 議 長 の 選 挙
- 2 副 議 長 の 選 挙
- 3 南 部 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合 議 会 議 員 の 選 挙
- 4 那 霸 港 管 理 組 合 議 会 議 員 の 選 挙
- 5 沖 縄 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会 議 員 の 選 挙
- 6 委 員 会 へ の 付 託 陳 情
 - (1) 県 産 品 の 優 先 使 用 に つ い て
 - (2) 開 南 交 差 点 に 面 す る ポ ケ ッ ト パ ー ク 設 置 に つ い て

那 霸 市 告 示 第 8 6 号

平 成 2 1 年 8 月 1 0 日

掲 示 済

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 8 月那 霸 市 議 会 臨 時 会 に 付 議 す る 事 件 の 追 加 告 示
に つ い て

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 8 月那 霸 市 議 会 臨 時 会 の 付 議 事 件 に 次 の 事 件 を 追 加 す
る。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

付 議 事 件 名

- 1 那 霸 市 監 査 委 員 の 選 任 に つ い て
- 2 那 霸 市 監 査 委 員 の 選 任 に つ い て

公 告

那 霸 市 公 告 第 6 8 号

平 成 2 1 年 8 月 5 日

掲 示 済

那 霸 広 域 都 市 計 画 事 業 真 嘉 比 古 島 第 二 土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 選 挙 の 候 補
者 に つ い て

平成 2 1 年 8 月 1 6 日 に 予 定 の 那 霸 広 域 都 市 計 画 事 業 真 嘉 比 古 島 第 二 土 地 区 画 整
理 審 議 会 委 員 選 挙 に つ い て 土 地 区 画 整 理 法 施 行 令 (昭 和 3 0 年 政 令 第 4 7 号) 第 2 4
条 第 2 項 の 規 定 に よ り、 届 け 出 の あ っ た 候 補 者 は、 つ ぎ の と お り で あり、 同 令 第 2 4
条 第 5 項 の 規 定 に よ り 公 告 し ます。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

1 宅地の所有者から選挙される委員の当選人

新垣 進	那覇市字真嘉比 2 番地
新垣 景布	那覇市おもろまち 4 丁目 1 5 番 1 7 号
新垣 秀夫	那覇市字真嘉比 6 番地
大浦 将	那覇市字真嘉比 2 3 1 番地 3
高屋 英正	那覇市字真嘉比 3 4 1 番地 4
岸本 功	那覇市古島 2 丁目 1 7 番地 1
玉城 朝弘	那覇市字真嘉比 3 6 2 番地 1
花城 史郎	那覇市字真嘉比 8 6 番地
高江洲 春江	那覇市字真嘉比 1 9 8 番地 2
比嘉 憲次郎	那覇市字真嘉比 1 番地
東盛 清八	那覇市字真嘉比 5 3 番地

2 宅地について借地権を有する者から選挙される委員の当選人

森 眞之	那覇市字真嘉比 1 2 7 番地 1
元 良三	那覇市字真嘉比 9 1 番地 1 1

那覇市公告第 6 9 号

平成 2 1 年 8 月 5 日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理審議会委員選挙が無投票になったことについて

平成 2 1 年 8 月 1 6 日に執行予定の那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理審議会委員選挙のうち宅地の所有者が選挙する委員及び宅地について借地権を有する者が選挙する委員については、届け出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 26 条の規定により、投票を行わない旨を公告します。

那覇市長 翁 長 雄 志

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 1 4 号

平成 2 1 年 7 月 2 9 日

公 布 済

那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局事務決裁規程(昭和62年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備 考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。	

付 則

この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

[改正前 別記]
別表第 3(第 4 条関係)
個別専決事項

[略]

給排水設備課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1~6	[略]				
7	排水設備指定工事店の指定に関する こと。		—		
8~9	[略]				
10	排水設備工事計画の承認に関する こと。				—
11	排水設備工事の検査に関する こと。				—

[改正後 別記]
別表第 3(第 4 条関係)
個別専決事項

[略]

給排水設備課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1~6	[略]				
7	排水設備指定工事店の指定に関する こと。	—			
8~9	[略]				
10	排水設備工事計画の承認に関する こと。			—	
11	排水設備工事の検査に関する こと。			—	

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第26号
平成21年8月3日
掲 示 済

特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等の交付及び郵送開始日について

平成21年8月30日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の5の4第7項の規定により、公示日前に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便をもって発送する場合、その交付及び発送を開始する日は、平成21年8月13日とする。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

那覇市選挙管理委員会告示第27号
平成21年8月17日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第2項の規定により、平成21年9月3日から同年9月7日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第28号
平成21年8月17日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第2項の規定により、平成21年9月3日から同年9月7日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局